

スペーシャル・プランニング研究

研究代表者 後藤 春彦
(創造理工学部 建築学科 教授)

1. 研究課題

本研究は単独の都市圏の範域をこえる広域的圏域（City Region）を研究対象とする一連の研究の理論的成果を踏まえ、将来の法制化（『都市・農村計画法（仮称）』）を視野に入れつつ、都市計画と農村計画を一体的に進めるための広域計画において重要な「計画単位」「計画主題」「計画運用」に関して具体的なフレームワークを提示するもので、以下に示す2点を目的とする。

【目的1】日本版『都市・農村計画（Town and Country Planning）』の導入のための理論的枠組みの提示

【目的2】都市圏を超える広域圏を一体的な単位とする City Region 計画の実証

従来の上記の目的に、

【目的3】高齢化社会を背景に、健康・福祉・医療に関する広域的圏域の計画的運用を加える。

以上の成果を理論にフィードバックするとともに、具体的な制度および政策への展開をめざし、わが国の各地において実装可能なものとする。

2. 主な研究成果

2-1 研究の背景と経緯

「田園」と呼ばれる欧州の郊外の美しさに比べて、わが国の郊外の多くは急激な都市化により緑地が蚕食された無秩序な姿を呈しており、その差は歴然としている。さらに、縮減社会を迎え、かつて緑地を蚕食して形成された無秩序な市街地に空き家・空き地などの空隙が発生することにより、『二重の蚕食状態』に陥りはじめている。こうした課題の背景には、法律に裏付けられた計画的な開発の規制と誘導方策の欠如が指摘される。

研究代表者が議員として参加している内閣府の地方分権改革有識者会議は、土地利用を重要な政策分野の一つとして位置付け、総合的かつ計画的な土地利用を行うため、都市と農村の土地利用に係る法体系の統合について議論をすすめている。都市が拡大から縮減へ転じるタイミングを好機と捉え、広域圏計画を基礎に都市と農村の一元的な土地利用をめざす計画理論、計画制度、計画技術の必要に迫られている。

2-2 研究成果の意義

(テーマの社会性)

英国では、土地利用の実態面において、都市と農村がグリーンベルトによって明確に区分されているが、法制度上は都市農村計画法（Town & Country Planning Act）（1947）によって、都市と農村を一元的に扱う空間計画の枠組みが示されてきた。

一方、わが国の計画制度においては、都市計画と農村計画、都市的土地利用と非都市的土地利用は明確に区分されて扱われてきた。このことは都市の拡大する圧力の抑制に一定程度の効果があったが、人口減少社会において、都市が縮減し周縁部の非都市化がすすむことで、都市と農村の間に低未利用地の無秩序な増加を助長する恐れがあることが指摘される。またそれに伴って、景観の混乱や生活機能の低下など都市基盤の連鎖崩壊的な弱体化が引き起こされかねない状況にある。

(対象事例の先進性)

本研究で対象とする「連携中枢都市圏」は、2015 年より始まった広域連携施策である。第 30 次地方制度調査会の答申を踏まえ、中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村との間で連携を行うために、国土交通省と総務省の施策が統合されたものである。2018 年 4 月現在 28 の圏域が形成されているが、まだ緒に就いたばかりで、今後、この制度を活用した広域調整を含む土地利用などが重要なテーマとなることが予想される。

(理論と実証にもとづく有用性)

都市と農村を一元的に計画する枠組みを基礎自治体単体ではなく、広域圏計画を基礎に提示することは、極めて重要かつ時宜を得ている。同時に、それを机上の理論研究で終わらせることなく、「連携中枢都市圏」を対象に実際の広域圏計画への適用を試み、基礎自治体の範域をこえた計画単位を有する社会技術としての有用性を実証することは大きなチャレンジである。

(制度改革へ寄与する公共性)

本研究のアウトカムズとして、研究成果を普遍化し、政策化にまで高めることを意図しており、日本版の「都市・農村計画法」の制定や、広域圏の自治体連合を支援する連携協約などを活用した日本版 City Region の制度化を視野に入れている。これらは空間計画の体系や方向を大きく変える挑戦的研究であり、成果はわが国の公共的な利益に寄与するものである。

3. 共同研究者

山村崇（理工学術院 講師）

4. 研究業績

4.1 学術論文（査読付き）

津嶋英征、後藤春彦、吉江俊「東京における再開発等促進区 77 事例にみる都市更新の変遷 ― 一地区計画の目標と建築専門雑誌記事に着目して―」日本建築学会計画系論文報告集 第 746 号 pp. 659-670 2018.4.

浦田永愛、後藤春彦、山村崇「園庭をもたない保育施設における園外活動の空間的な広がり

と地域資源の活用」日本都市計画学会学術研究論文集 No.53-3 pp. 423-430 2018.11.

北村佳恋、後藤春彦、高嶺翔太、馬場健誠、林書嫻「河川管理用通路と沿川建物の特性の関係性に関する研究 ―江東内部河川における西側河川を対象として―」日本都市計画学会学術研究論文集 No.53-3 pp. 495-502 2018.11.

Shu YAMAMURA, Haruhiko GOTO "Location patterns and determinants of knowledge-intensive industries in the Tokyo Metropolitan Area" Japan Architectural Review volume1, Issue4 pp.443-456 2018.10

4.2 総説・著書

後藤春彦（筆頭）、石川初、椎原晶子、志村秀明、田邊寛子「コミュニティの「かすがい」となる土地の歴史」コミュニティ（地域社会研究所）No.161 pp.10-63 2018.11.

4.3 招待講演

後藤春彦「いのちを科学する 早稲田大学医学を基礎とするまちづくり研究所の取り組み」第3回東京医科歯科大学・早稲田大学連携ワークショップ第3回 早稲田大学早稲田キャンパス3号館10階第一会議室 2018.4.5.

後藤春彦「災害は忘れられたところにやってくる」東京大学復興デザイン研究会 東京大学本郷キャンパス工学部1号館15号教室 2018.4.12.

後藤春彦「市民がまちの経営に参画する時代を拓く」全国地域リーダー養成塾 地域活性化センター 大手町サンスカイルーム 2018.5.10.

後藤春彦「City Region―いくつもの場所のつながりを構想する―」日本海沿岸地帯振興連盟（日沿連）・日本海沿岸地帯振興促進議員連盟合同勉強会 ホテルニューオータニ 2018.6.7.

後藤春彦「景観まちづくりについて」豊島区職員研修 としま南池袋ミーティングルーム 2018.6.15.

Haruhiko GOTO「Industrial Cluster and Local Innovative Regeneration program in Japan」2018 Symposium on Industrial Park Development Policy, 台湾經濟部工業局 Industrial Development Bureau, Ministry of Economic Affairs, 台湾大学集思會議センター National Taiwan University 2018.8.17.

後藤春彦「暮らしの文化を活かす 日本上流文化圏研究所 20年のまちづくりから学ぶ」全国地域リーダー養成塾修了者研修 アルカディア市ヶ谷 2018.8.30.

後藤春彦「予防医学をめざしたまちづくり」未来健康共生社会研究会公開シンポジウム 東京大学医学部教育研究棟 第6セミナー室 2018.9.2.

後藤春彦「ひとと元気に、まちも元気に」日本生活支援工学会特別企画 文部科学省私立大学研究ブランディング事業 早稲田大学・東京電機大学合同シンポジウム 早稲田大学西早稲田キャンパス 63号館 202室 2018.9.7.

後藤春彦「景観とは何か」豊島区景観啓発連続講座 駒込地域文創造館 2018.9.9.

後藤春彦「地域の再生とデザイン」全国地域リーダー養成塾 地域活性化センター 大手町サンスカイルーム 2018.10.3.

後藤春彦「総合的な土地利用について」都市分権政策センター会議 全国市長会・日本都市センター 日本都市センター会館コスモホール 2019.1.15.

後藤春彦「人も元気に、まちも元気に」全国地域リーダー養成塾 中国・四国ブロック情報

交換会 in 三次市 ジミー・カーターシビックセンター 2019.2.23.

後藤春彦「人も元気に、まちも元気に」文部科学省私立大学研究ブランディング事業 先端生命医科学センターTWIns (50 号館) 3 階ホワイエ 2019.3.8.

4.4 学会および社会的活動

日本建築学会農村計画本委員会・委員

日本建築学会賞選考委員会論文部会・専門委員

Member, the World Society for Ekistics

日本学術振興会科学研究費委員会・専門委員

内閣府地方分権改革有識者会議・議員

内閣府地方分権改革有識者会議・地域交通部会・部会長

内閣府地域活性化プラットフォームワーキングチーム・主査

世田谷区都市計画審議会・委員

豊島区景観審議会・会長

新宿区景観まちづくり審議会・会長

東京都調布市景観審議会・会長

新宿歌舞伎町・屋外広告物を使ったエリアマネジメント広告表示自主審査委員会・委員長

奈良県高取町医療ツーリズム推進協議会・委員

全国町村会人口減少に関する有識者懇談会・委員

(一社) 地域環境資源センター技術検討委員会・委員

(一社) 公園緑地研究所・研究顧問

(一社) 都市計画コンサルタント協会 認定都市プランナー審査員

(社) 東京バス協会広告付きバス停留所第三者評価委員会・委員長

全国地域リーダー養成塾(財団法人地域活性化センター)・主任講師

(一社) 第一生命財団・評議員

(財) 森記念財団・評議員

総務省地域力創造アドバイザー

新宿区まちづくり相談員

宮城県加美町政策アドバイザー

5. 研究活動の課題と展望 一元的・包括的な「土地利用」に向けて

一元的・包括的な土地利用への転換は地方分権の進捗、地方創生の推進、地方自治の強化と連動して進めることが望ましい。一元的・包括的な土地利用とは、一元的な主体として基礎自治体、あるいは基礎自治体連合が包括的に都市・農村を管理する。そのために、都市・農村の土地利用に係る法体系を統合し、「計画なくして開発なし」の理念のもと、基礎自治体は土地利用に関する計画を策定し、それに基づいて土地の開発行為・建築行為等を規制する権限を一括して担う。

また、土地利用規制のない白地に対する規制も含めたゾーニング規制のあり方を見直し、土地利用規制のデフォルトを強めることが求められる。そのためには都市計画法、建築基準法、景観法、農地法、農振法、森林法などの全面改正と新たな統一的な都市農村計画法の制定が必要である。

都市農村計画法(仮称)は、都市と農村を分けることなく一体の空間として土地利用計画の対

象とするもので、コンピューターの「基本ソフト（OS）」のような性格を持つもの、一方、詳細な地区計画や農地の厳格な保全及び転用・開発規制、土地利用調整などは「アプリケーションソフト」の性格を持つものとなる。

近年は、連携中枢都市圏に対する期待もあり、中核性を備える圏域の中心都市とその近隣市町村という少し広い範囲で、土地利用の広域調整を行う必要がある。

そして、自治体の縦割り施策の一つとなっている都市計画を、様々な施策の基盤となる「スペーシャル・プランニング」に改めていくことはできないか。さらに、このスペーシャル・プランニングを、1つの都市で納めるのではなく、都市圏を超え、その周辺の市町村含めたシティ・リージョンの基盤となるような計画にできないか。「計画なくして開発なし」に実効性を持たせるため、多くの自治体で策定している総合計画をさらに展開し、総合空間計画にすることはできないか。また、混在の適正化をまだ計画的には検証できていない。いかに適正な混在を計画的に進めるか。

こうした課題に対応するために、これまでの土地利用は「分ける」という考え方から、今後は、「分かち合う」土地利用マネジメントに転換していく、そして、「ゾーンニングからシェアリングへ」の転換が求められている。